

最近の裁判例から (3)－悪意で加えた不法行為－

自己破産した買主代表の不法行為に対する売主の損害賠償請求権は、破産法の非免責債権に該当するとして、売主の訴えを認容した事例

(東京高判 令4・12・8 ウエストロー・ジャパン 2022WLJPCA12086004) 田代 佳秀

売主が建築した新築マンションを分譲目的で購入した買主代表が、販売先の顧客から受領した手付金の保全措置を講ずることなく、自らのために費消した上で破産手続開始決定を受けて、連帯保証人の売主に求償債務を負担させる損害を与えた行為は、破産法上の「破産者が悪意で加えた不法行為」であり、売主の買主代表に対する損害賠償請求権は非免責債権に該当するとして、売主の請求を認容した事例

1 事案の概要

平成29年10月11日、売主X（原告・被控訴人・宅建業者）は、自ら建設した総戸数64戸のマンション（本件物件）を分譲販売目的の買主a社（宅建業者、代表者は控訴人・被告Y）に売買代金18億円余で売却した（本件売買契約）。

平成30年2月21日、a社は、本件物件の売却に当たり、宅建業法上の手付金等の保全措置として、保証会社と保証委託契約を締結し、Xも同保証会社との間にYとの連帯保証契約を締結した（本件保証契約）。

同年10月24日、a社は、顧客Bらに対し、本件物件のうち5戸を合計代金1億5898万円にて売却し（本件販売契約）、Bらより手付金3180万円を受領した（本件手付金）。

そして、翌日、Yは、a社ではなく自らの借入先であるc社に対し、本件手付金を原資として、自己の借入金（2400万円）を弁済した。

平成31年3月20日、a社弁護士は、Xに対

し、本件売買契約の残代金決済迄に売買代金全額を弁済できない見通しで、同社が債務超過に陥り、破産手続等を採らざるを得ない状況であり、事業継続の為には販売価格の減額を了承してほしい旨申入れた。

同年3月26日、Xは、a社弁護士に対し、同社の提案拒絶と本件物件の未払代金13億円余の支払催告を通知するとともに、同年4月3日、本件売買契約を解除する旨の意思表示をした。

同年4月1日及び12日、a社とYは、各々破産手続開始の申立てを行い、同月10日及び17日、各々破産手続開始決定を受けた。

そして、a社とYの破産管財人に選任されたY2は、破産法53条1項により本件販売契約を解除した為、保証会社はBらに対する本件手付金の保証を行い、連帯保証人のXは、保証会社に対し、本件手付金相当額を支払い、これによりa社に対して同額の求償債権を取得した。

令和元年11月1日、Xは、Yが、このような破産手続申立前にした費消等の行為は、Yが自己の利益を優先して不正にXを害する意欲で有して行ったというべきであり、破産法253条1項2号の「破産者が悪意で加えた不法行為」に当たり、Yに対する損害賠償請求権は非免責債権に該当するとして、本件手付金相当額等の損害額の支払いを求めて提訴した。

同年同月27日、Yは免責許可決定を受けた。原審はXの請求を認容したが、Yは控訴した。

2 判決の要旨

裁判所は、次のとおり判示し、Yの控訴を棄却した。

平成30年10月頃、a社は1億3500万円を超える債務超過の状態にあった上、a社による本件物件の売却は進んでおらず、本件販売契約の残金決済までに、販売代金全額の確保やa社の収入の具体的な見通しが全く存在しない中で、Yがc社に対し、Bらから支払われた本件手付金の中から直ちに支払うことについての合理性はなく、この弁済は、結局、財務状況がひっ迫しているa社の経営状況の改善に資することを企図してされた支払ではなく、Yの個人資産を保全する目的で行われたものというべきであり、Yにおいてもこれを十分に認識していたものと認められる。

したがって、Yにおいては、本件販売契約の残金決済を了する見通しもない中で、本件手付金を自らの弁済金に流用することにより、本件売買契約が解除となり、Xが同額の求償債務を負担することになる結果も認識していたものと認められる。

これに対し、Yは、a社は平成31年1月の時点でも事業継続の意思を有しており、破産を選択したのは、Xから要請の支援を拒絶されたことによるもの等と主張するが、Yの要請の内容は、顧客への販売価格を専有坪単価20万円程度減額することを求める等とするものであるが、本件売買契約で合意した売買代金を一方的に減額するよう求めるものであって、Xにおいてこれに応じる義務がないのは明らかであり、Xが協力すれば破綻を免れたとするYの主張は採用することができない。

なお、a社が、本件販売契約の義務の履行（本件手付金の返還義務も含む。）の見通しが立っていなかった以上、Xが本件手付金の求償債務を負担する損害を受けることの認識を

有していたと認められるから、不法行為の成立を認めるに妨げはない。

そして、この不法行為が破産法253条1項2号にいう「悪意で加えた不法行為」に当たるか否かについては、この「悪意」は、不正に他人を害する意欲を指し、不法行為の要件としての故意とは異なると解されるものの、誠実な破産者に対する特典として責任を免除するという免責制度の趣旨に照らせば、Yが、a社の代表として同社が債務超過の状態であることを認識しながら、本件販売契約の履行期には、a社が引渡義務の履行のために不可欠であるXに支払うべき残代金、本件販売契約が解除された場合に返還すべき本件手付金相当額について、これに充てる具体的な収入の見通しや支払資金を確保する目途のない状態で、本件手付金を分別管理するなどの方策を講じないまま、a社の運営資金に充てることなく、Yの個人資産を保全するために費消した行為は、自己の利益を優先して不正にXを害する意欲を有して行ったものと認められ、「悪意」に該当するというべきである。

3 まとめ

自己破産は、一般的に、破産者側の債務の免除や経済的な更正と債権者側の権利を守ることを目的とした制度と思われる。

本件は、Yの破産手続きによる免責について、その効力が及ばない非免責債権に該当するとして、Xの請求を認容した事案である。

また、誠実な破産者に対する特典として責任を免除するという免責制度の趣旨が端的に示された内容とも感じられる。

不法行為について、破産法に関連する事例は少ないと思われるため、取引実務における参考にさせていただきたい。

(調査研究部調査役)